

令和5年第4回市会定例会 議案提出一覧

I	一般議案	1件	
1	条例の一部改正	1件	横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正
	合計	1件	

令和5年11月22日発送
令和5年11月30日提出

お問合せ先

(議案の発送について)	総務局総務課長	大澤吉幸	Tel 045-671-2046
(議案の内容について)	総務局労務課長	森田伸一	Tel 045-671-2056

市第 45 号議案 横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正

<改正概要及び理由>

本年 10 月 12 日、本市人事委員会から勧告を受けました。主な勧告内容は次のとおりです。

- ・本市職員給与と民間給与との較差 4,027 円 (1.04%) を埋めるため、給料表を改定すること。
- ・一般職の任期付職員の給料表について、国に準じて引上げを行うこと。
- ・民間の支給割合との均衡を図るため、期末・勤勉手当について、0.1 月分の引上げ を行うこと。

人事委員会勧告の趣旨を尊重し、本市職員の給料表及び期末・勤勉手当の支給割合の改定等を行うため、次のとおり提案します。

1 改正内容

(1) 横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正（第 1 条）

行政職員給料表等の 5 つの給料表について、公民較差を踏まえ、給料月額を引き上げます。

※ 若年層の職員に重点を置きつつ、全年齢層の給料月額を引き上げます。

なお、初任給の引き上げについて、行政職員給料表の場合、高校卒、短大卒及び大学卒、いずれも 12,000 円引き上げとなります。

(2) 横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第 2 条）

特定任期付職員の給料表について、給料月額を引き上げます。

(3) 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正（第 4 条）

期末・勤勉手当の年間の支給割合について、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ 0.05 月（定年前再任用短時間勤務職員は 0.025 月）引き上げます。

また、令和 5 年度は 12 月期で支給割合を引き上げ、令和 6 年度から、6 月期及び 12 月期を均等となるように配分します。

年度	対象	支給月	期末手当	勤勉手当	合計
5 年度	一般職職員	6 月期	1.225 (支給済)	0.975 (支給済)	4.5 (現行 4.4)
		12 月期	1.275 (現行 1.225)	1.025 (現行 0.975)	
	管理職員	6 月期	1.025 (支給済)	1.175 (支給済)	4.5 (現行 4.4)
		12 月期	1.075 (現行 1.025)	1.225 (現行 1.175)	
	特別職	6 月期	2.20 (支給済)		4.5 (現行 4.4)
		12 月期	2.30 (現行 2.20)		
6 年度	一般職職員	6 月期	1.25 (現行 1.225)	1.0 (現行 0.975)	4.5
		12 月期	1.25 (現行 1.225)	1.0 (現行 0.975)	
	管理職員	6 月期	1.05 (現行 1.025)	1.2 (現行 1.175)	4.5
		12 月期	1.05 (現行 1.025)	1.2 (現行 1.175)	
	特別職	6 月期	2.25 (現行 2.20)		4.5
		12 月期	2.25 (現行 2.20)		

※ 定年前再任用短時間勤務職員の支給割合は、現行 2.35 月→2.4 月

(4) 横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第 3 条）

会計年度任用職員に支給する期末手当について、0.1 月引き上げます。

2 施行期日及び適用（附則第 1 項及び第 2 項）

公布の日

※ ただし、(1) 及び (2) は令和 5 年 4 月 1 日に遡り適用